平成２９年（フ）第２９８０号
横浜市瀬谷区相沢２丁目15番地10
債務者　山本奈津美
1　決定年月日時　平成30年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月10日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２９９０号
横浜市青葉区さつきが丘４番地４　サクセス青葉台302
債務者　藤ノ木　愛
1　決定年月日時　平成30年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月10日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第９８号
神奈川県藤沢市大庭5333番地の５　グリシーヌ・フルールＡ104
債務者　八田　　梢（旧姓嶺岸）
1　決定年月日時　平成30年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月10日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１５０２号
東京都国立市青柳２丁目25番地の８ロイヤル国立217
債務者　青戸　伸治
1　決定年月日時　平成30年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月13日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月13日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第５３４号
静岡県浜松市北区引佐町金指1286番地
債務者　西尾　素子
1　決定年月日時　平成30年２月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月13日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月13日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成３０年（フ）第３５号
静岡県浜松市西区雄踏町宇布見8765番地
債務者　植田　洋二
1　決定年月日時　平成30年２月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月13日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月13日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第１４７号
長崎県佐世保市中通町10番地　ハイネス21 205号、前住所長崎県佐世保市若葉町20番40号　若葉住宅２号室
債務者　山内　興治
1　決定年月日時　平成30年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月13日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月13日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２９年（フ）第１５０号
長崎県佐世保市鹿町町口ノ里1155番地
債務者　山本　和子
1　決定年月日時　平成30年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月13日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月13日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成３０年（フ）第５号
長崎県佐世保市船越町121番地１、前住所福岡県糟屋郡志免町御手洗１丁目１番１―525号
債務者　川口　直子
1　決定年月日時　平成30年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月13日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月13日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成３０年（フ）第６号
長崎県佐世保市小野町1872番地１　コーポ小野101、前住所長崎県佐世保市上相浦町12番30号　スカイハイツ206
債務者　石井　貴子
1　決定年月日時　平成30年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月13日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月13日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成３０年（フ）第８号
長崎県佐世保市折橋町５番13号　県営折橋団地402号
債務者　杉野　大志
1　決定年月日時　平成30年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月13日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月13日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成３０年（フ）第１１０号
横浜市都筑区北山田３丁目21番10―３号
債務者　棚井　　敦
1　決定年月日時　平成30年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月20日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１４６０号
東京都小平市小川東町４丁目３番２―606号
債務者　小林　久子（旧姓猪谷）
1　決定年月日時　平成30年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月20日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第８６号
神奈川県藤沢市鵠沼桜が岡３丁目18番10号　サンビレッジ鵠沼Ｂ―102号
債務者　佐々木香梨こと　李　　香梨
1　決定年月日時　平成30年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月24日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１２号
静岡県浜松市浜北区新原4138番地
債務者　堀内　律江
1　決定年月日時　平成30年２月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月11日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月11日午前10時45分
静岡地方裁判所浜松支部破産係